# 「建築碓認取り消し」を求め法廷闘争へ  

## 建築碓認取り消し請求と同時に執行停止の申立ても。

2012年8月6日，幸福の科学学園•関西校の校舎•寄宿舎棟に対する建築確認を巡り，大津地方裁判所に建築確認の取り消しを求めた提訴が行われま した。これは2012年6月1日に大津市建築審査会が下した「開発非該当判断 を伴う建築確認取り消し審査請求の棄却」という裁決を不服として行われ たもので，大津市建築審査会が発行した裁決文の教示に示された手続きに沿つて，建築確認を下ろした民間確認機関を相手に行政訴訟の枠組みでの審査を裁判所に求めたものです。なお，今回の提訴にあたつては，建築確認の取り消しに加えて，裁判所審理での判決確定まで建築確認の効力停止 を求める「執行停止」の申し立ても同時に行われました。

## 「開発非該当を伴う請求噰却」の裁決を不当とした原告団は，234名に。

今回の提訴にあたつては，大規模盛土 から成る学園建設用地での地滑り発生時に，特に身体•生命•財産への影響を受ける可能性が高いと滋賀県大津市建築審査会の裁決で認められた320名を中心に呼び掛けがなされ，裁決結果，裁決の理由に対して不当の意思を表明した234名の原告団と代理人弁護士19名
から成る弁護団が結成されました。訴状提出後の同日，滋賀弁護士会の大会議室にて記者会見が行われ，その様子は新聞•Web等で取り上げられました。

## 建築審査会の地盤安全性に関わる議論は，結局は形式的議論に終始。

記者会見においては，提訴に至った理由として，開発非該当とされた判断理由，及び，経過が不当であること，また，大規模な谷埋め盛土から成る学校用地の地滑り危険性への懸念に対して審理を求めた請求人らの意向に反して，実質的な安全性の議論にほとんど踏 み込まれなかったことを裏付ける下記の新たな事実が判明したことが説明されました。

建築審査会の議事録を入手し分析したところ，開発非該当の判断は都市計画法施行規則第60条第1項に基づく検査済証だけが唯一の根拠とされたことが再確認されたこと。

建築確認申請図面と工事実態の間の大きな乘離については，申請図面が正しいという前提を大津市都市計画課の職員が繰り返し主張し，書面上，法基準を超えないとされたこと。
－住民が指摘した様々な地滑りの危険兆候に対しては，現地に行って見ただけでは判断が付かないという理由で建築審査会としては現地調査を行わないという判断をしていたこと。
－大津市と住民指定の土木•建築の専門家との間で進められている協議会において，大津市•URとも地盤安全性について調査した資料を持ち合わせず見解が述べられていたこと。

# 裁判の争点は建築確認の前提となる開発該当性建學礁認の取り消し判決ならば工事は即信止。建亲物除却の可能性も 

## 同時並行で進む工事に対して，早期裁決を求めます。

学園の建築工事は，今回の訴訟とは関係なく，これまで同様に猛スピードでの工事が進められることが予想されます。 また，処分庁である民間確認機関の弁明に対しても一定の準備期間が与えられることは明白です。このような事情を考慮 し，建築工事の完了確認前に一定の判断を仰ぎ，裁判所の判決が工事実態に確実に反映されるよう，裁判審理の進行に関 する意見書が提出されたことも説明されました。

大津地裁に提出された訴状

## この訴訟は，まち連の取り組みの一つとして展開します。

仰木の里学区に居住する大多数の住民の関心事となった学校建設用地の地盤安全性の疑義や建築確認の妥当性についての疑念を払拭すべく，仰木の里まちづくり連合協議会（ま ち連）は，今回の提訴を学園建設反対活動の一環として行います。学園建設に対する現在 の問題点が法廷にて適切に議論され，「議論が尽くされないこと」「証拠を伴う安全宣言 がなされないこと」により後世に禍根が残らないことを願つています。また「地域連携」 の観点でも，これまで学園•清水建設に対して再三提起してきた様々な疑問に対して，説明を求めてまいります。

## 学園用地は，大津市が選定の「大規模盛土造成地の変動予測調査1対象。提訴後も，地艦に関する協議会は継続。

2012年8月1日に行われた協議会では，国土交通省が定める「大規模盛土造成地の変動予測調査」のガイドラインに則り，大津市が学園用地を調査対象と選定し，地質調査等を踏 まえた調査を行らことが約束されました。

また今回の訴訟で，仮に大津地裁で原告が勝訴した場合であっても，控訴により判決確定が長引く可能性があります。このような見通しを踏まえ，まち連は訴訟と並行して，地盤安全性への議論に対しては，地元仰木の里学区自治連合会と連携して専門家による協議会を進めています。提訴後の今月8日，自治連合会会長が「裁判中であっても専門家協議会を継続するよう」大津市に申し入れ，協議会継続の承認を得ています。

建築審査会の付言で「大津市の行政としても重大な事態であるといわざるを得ない」と された事とも関連して，この訴訟には今後も注目が集まると言えるでしょう。「訴訟に関 する詳しい説明を」との要望が大津市側からあり，住民代表と大津市長との面談も，8月中に開催される見通しです。

これらの協議会や面談等の経過につきましては，まち連だよりやホームページ等により引き続き地域のみなさまに随時お伝えしてまいります。

## この訴訟が学校設置認可に与える社会的影響は計り知れません。

今回の提訴は，学校設置の認可判断を行ら滋賀県知事，私学審議会に対しても大きな影響を与えるでしょう。特に，昨今の教育に関する諸問題を提起された滋賀県として，学校運営の前提となる校舎棟等の適法性や，安全性の議論に対する審理経過を全く無視 した学校設置の判断は強行出来るはずがないと考えます。私学審議会での学校設置の審理動向についても注目が集まります。

